

裁判員経験者の意見交換会議事概要

1 開催日時

平成25年1月17日(木)午後4時00分から午後6時00分

2 開催場所

広島地方裁判所大会議室(南棟3階)

3 出席者

広島地方裁判所 刑事第2部総括判事 芦高源(司会)

同 刑事第1部総括判事 伊名波宏仁

広島地方検察庁 公判部長 瀬戸真一

広島弁護士会 弁護士 向井良

裁判員経験者(1番)(40代 女性)

裁判員経験者(2番)(40代 女性)

裁判員経験者(3番)(80代 女性)

裁判員経験者(4番)(60代 男性)

裁判員経験者(5番)(50代 女性)

裁判員経験者(6番)(60代 女性)

裁判員経験者(7番)(60代 女性)

4 議事内容

司会者(芦高裁判官)

裁判員経験者の皆様、本日はお忙しい中、意見交換会においでいただきましてありがとうございます。私は、広島地方裁判所の刑事2部で裁判員裁判の裁判長を務めております芦高と申します。本日は、司会進行役を務めさせていただきます。それでは、これから意見交換会を始めさせていただきます。裁判員制度が始まって3年と7か月がたちます。広島地方裁判所でも、これまで89回裁判員裁判が行われました。本日は、裁判員を経験された皆様から、裁判員に参加した率直な御意見、

御感想を語っていただき，これを国民の方々にお伝えすることが，これからの裁判員裁判に参加する方々の不安や負担感の解消につながると考えております。また，検察官，弁護士，裁判官にとりましても，今後の裁判員裁判の運用の参考になることから，とても意義のあることだというふうに考えております。本日は限られた時間ですけれども，裁判員経験者の皆様の率直な御意見，御感想をお聞きしたいというふうに思っておりますので，よろしく申し上げます。また，本日は，皆様が疑問に思われるというような点がありましたら，すぐにお答えできるように検察庁，弁護士会，それから裁判所からそれぞれ1名ずつ参加してもらっております。それでは，まず一言ずつ自己紹介をお願いします。

法曹三者（瀬戸検察官）

広島地方検察庁公判部長の瀬戸と申します。広島地検では，各公判立会いをしている検察官の上司として，公判事務の統括等をやっております。本日はよろしく申し上げます。

法曹三者（向井弁護士）

弁護士の向井と申します。広島弁護士会には，刑事関係として刑事弁護センター委員会というものと裁判員制度委員会というものがございまして，裁判員制度を含めた刑事弁護活動の研さん等を行っております。私は，両方の委員として活動しておりますので，本日貴重な御意見を伺えればと思っております。よろしく願いいたします。

法曹三者（伊名波裁判官）

広島地方裁判所刑事第1部で裁判員裁判の事件の裁判長を務めております伊名波でございます。今日は，これまで一緒にチームを組んだ方も多数おいでになっていて，すごく懐かしい思いがいたします。今日は，本当に率直で忌憚のない御意見を

伺えればと思います。よろしく願いいたします。

司会者（芦高裁判官）

それでは早速ですが，最初の質問事項，裁判員を経験された全般的な感想，印象などについて，皆さんから一言ずつ頂きたいというふうに思います。経験前と経験後では，気持ちですとか日常生活に何か変化があったでしょうか。それから，裁判に対する見方ですとか印象などについて，何か変わったというようなことはあったでしょうか。その点について，まずお一言ずつ頂きたいと思います。

裁判員経験者（1番）

私は，去年の9月に裁判員を経験させていただきました。初めは，裁判の知識と経験のない私たちが人を裁くことができるのか，正直やりたくないとか，できないと思っていましたけど，審理などを分かりやすく進めていただいたので，良い経験ができたと思います。経験前と経験後では，新聞記事など，全国の裁判員裁判でどのような判決が出るのかをやっぱり気にして，記事などを見るようにはなりました。

裁判員経験者（2番）

私も，まさか自分が裁判員をすることになるうとは思っていませんでしたので，最初はちょっと不安だったんですけど，やってみたら貴重な経験ができたなと思っています。経験してからは，やっぱり裁判に関する新聞とかニュースを気にして見るようにはなりました。

裁判員経験者（3番）

初めてのことで，何が何やらさっぱり分からなくて，それでも一生懸命考えまして，いろいろと自分の意見を思ったりいたしました。

裁判員経験者（４番）

去年，裁判員候補の通知が来まして，それから来ることはないだろうと思ったら，裁判所へ来てくださいということで，どうしようかなと思ったんですが，ちょっと試しに行ってみようかと，選任日ですか，その日に来たとき多くの方が来られたんで，あっ，これは大丈夫だ，要するに僕は半分逃げてたというんですか，来たくないな，どうなるのかなと思って来たんですが，選任日に，これだけの人がおれば選ばれることはないだろうと思ったんですが，何と自分の数字が出まして，選ばれて，それから僕のスイッチが変わりましたね。もうここまで来たら，やらないけんなど。それでも不安でしたね。自分でやれるんだろうかと，みんなすごい人ばかり来とんじゃないかとか，いろんなことを考えながら来て，それでも何とか，裁判員のグループの人が優しい人ですし，裁判官の人もなかなか親切丁寧にやって，自分もそれに乗れたというんですか，そういう感じです。あとはやっぱり，家へ帰って，テレビなんかでも裁判のドラマなんかがありますよね，あれは今まで見たことはないんですけど，あれを最近はずっと見るようになりまして，そういうところは意識がちょっと変わったかなという感じです。

裁判員経験者（５番）

私も，去年の１１月にさせていただいたんですけども，本当に青天のへきれきというか，まさかこういうものが自分に来るとは思っておりませんで，制度というものが存在していることは知っていたんですけども，実際自分の身に降りかかってくるということは全く考えておりませんで，４番の方が言われたように，裁判所から呼出状が来て，来てみてもたくさんいらしたので，くじ運も悪いし，絶対当たらないだろうと思っていたところ選任されたので，その後は，私が担当したのは９日間という日程だったので，その間ちゃんと健康が保てるかとか，その間，任期を全うできるかというのが一番気掛かりなことでしたが，何とか乗り切ることができました。その後の生活というのは，１番の方，２番の方が言われたように，新聞の裁

判の記事にすごく目が行くようになりまして、全国もそうですし、何か事件があったら、これは裁判員裁判の対象になるのかなとか、あるいは広島の地方紙を見て、判決とかが出てても、お世話になった方が判決を出しておられるとか、いろいろそういう身近なこととして感じられるようになったというのが前と後の変化だと思います。

裁判員経験者（6番）

私は、これまで皆さんが一言、二言ずつおっしゃってる気持ちが全て入ってるんですけども、初日に決まったときは、本当に奈落の底に落とされたようなブルーな気持ちになりました。それで、法曹界とは全く縁のない私がどんな関わり方ができるのだろう、それから難しい裁判に私はどういう考えができるんだろうとかも、本当不安ばかりだったんですけども、二、三日したら、毎日が勉強だということで、気持ちが変わりました。それで、参加した後なんですけども、これまで縁のなかった裁判ですが、関心を持って新聞記事を読むようになりました。裁判所の方々から、裁判員以外の裁判も莫大な数の件数があるということをお聞きしてから、大変だなという気持ちがあります。

裁判員経験者（7番）

裁判員制度について関心はあったんですけども、自分が選任されるとは思ってなくて、とても不安だったんですけども、とにかくぶつかってみようというふうに臨んでみました。実際、分かりやすく説明されたり解説されたので、何とかこなすことができました。この経験を通して、やはり皆さんがおっしゃったように、裁判に関するニュースとかいうものに目を向けるようになりました。それから、遠い存在が割と身近な感じになり、いろんな事件を理解しやすくなったというふうなものを感じています。そして、もう一つ大きく変わったことは、裁判の傍聴にも行くようになりました。今まで3回ほど出向いています。良かったと思っております。

司会者（芦高裁判官）

今、皆さんの御意見を伺うと、やはり司法というのが非常に身近になったという御感想を頂きました。司法を身近なものと皆さんに感じていただくというのが、やはり裁判員制度が導入された一つの眼目だったと思います。そういう意味では、今皆さんの御意見を頂いて、非常に私としては、制度の趣旨というのが生かされてるなというふうに感じました。

それでは、次の質問事項に移りたいと思います。今回来ていただきました裁判員経験者の方は、一番長い職務従事期間で15日間という方がおられます。また、皆さん大体5日以上は職務に従事していただいたと、そういうことになります。皆さん、裁判所においていただく全日程で、事前に職場ですとか、あと御家庭の中で、どのような調整をされたのでしょうか。また、審理日程ですね、日数の長さですとか、それから連日審理したような場合もあったかと思います。実際に審理に関与してみて、そのあたりの審理日程について、どのような御感想を抱かれたのでしょうか。

裁判員経験者（1番）

今回、私は8日間という日程でしたけど、特に職場のほうには、休みもとれて迷惑はかからなかったんですが、審理の日数が例えば数箇月だったり、もっと長い期間だったら、断ったかもしれないんですよ。なので、今回の8日間は、私には、日数的には精神的負担はありませんでした。

裁判員経験者（2番）

私は15日間だったんですけど、裁判員が決まってから職場に復帰したので、上司のほうには言いましたけど、他の職員のほうには話さないでくださいってお願いしました。それは、私が正社員ではなかったのでできたことではあるんですけど、日数の長さとか、やっぱり連日平日、休みは間に入ってたんですけど、日数が長かった分、正直ちょっとしんどかったなという部分はあって、家族のほうにも、主人

のほうにはすることは話したんですけど、子供のほうには言ってなかったの、協力してもらって乗り越えられたかなとは思っています。

裁判員経験者（3番）

私は、割と長い日にちじゃないと思いました。7日間でしたが、長くは感じませんでした。

裁判員経験者（4番）

私は6日間だったんですが、日程的にもそんなに、僕は社会を卒業した者で、皆さんよりちょっと楽をしたかな。距離が100キロくらいあって、朝がちょっと早かったというだけで、あとは妻も仕事をしていた関係で、妻にはちょっと迷惑をかけたかなという感じで、比較的良かったかなという感じでやってきました。

裁判員経験者（5番）

私は9日間という日程だったんですけど、一応職業は主婦ということになってるんですけど、冬のスポーツに関わっておりまして、たまたまこの平日だけがあいておりまして、土日が全部大会とか教室とかが入っていて、本当に一瞬目の前が真っ暗になって、この審理の間、私は一日も休みがないけどどうしようと思ったんですけど、何とか、おかげさまで体力もありましたので乗り越えることができましたけど、本当に天の声のように、ここの平日だけが空白地帯だったので、これはやりなさいということだろうと思って、やらせていただきました。

裁判員経験者（6番）

私は、裁判員への参加というのは、よほどの理由がない限り、国民の義務として自分自身は受け止めていました。それで、一応職場にもちょっと話しましたが、それはいいことじゃ、サポートしてやるから行ってこいということでもらっ

て、比較的こちらに出やすい環境だったんですけども、期間が15日間ということで、もし給与的に、日給の人なんかだったら、子育ての最中の人にはちょっと難しいかなという感じはしました。私たちは一応年金生活者ですし、子育ても一応終わっていますので、生活にも支障がないし、家族の理解も得ましたから、そういう点では参加しやすい状態でした。

裁判員経験者（7番）

私は、定年退職後数年たっていましたので、もう専業主婦で、職場の問題は全くなかったんですけども、家庭では介護と孫の世話が合ったんですが、主人や娘の協力がありまして、お母さん、行っておいでって、適任じゃないとか言って送り出してくれたので、気軽に來ることができました。だから、長くは感じなかったんですけども、やっぱり事件の内容から見れば、日数が長くてもやむを得ないんじゃないかなというふうに思っております。

司会者（芦高裁判官）

ありがとうございます。それでは、次の質問事項、これは当事者の主張は分かりやすかったでしょうかと、そのあたりについてお聞きいたします。まず、審理の冒頭で検察官、弁護人から、要するにこれからの審理の中で検察官や弁護人がどのような証拠で、どのような事実を立証しようというふうに考えているのかという、いわゆる冒頭陳述がなされます。それから、証拠調べが終わったときに、更に検察官や弁護人から論告弁論がなされます。そのような当事者の主張ですけれども、当事者はなるべく裁判員の方にも分かりやすいような形でいろいろと工夫をしているところですが、そのあたり十分に理解できたでしょうか。もし理解しにくかったとしたら、どのあたりに問題があるというふうに感じられたでしょうか。特に何か分かりにくいというようなことがあったとすれば、説明自体が非常に不十分ということでしょうか、それとも言っている主張内容は理解できるけれども、その判断がやは

りちょっと難しいと、そのあたりに原因があるんでしょうか。まず、この点について、皆さんから一言ずつ御意見を伺いたと思います。

裁判員経験者（１番）

検察側のほうの説明とか主張は、私にとっては順を追って分かりやすかったなと思います。書面などをあらかじめ配られたほうも分かりやすく、メモをとるにもまとめやすかったです。ただ、弁護人側のほうの主張とか弁論が時々、何を言おうとしてるのか分からないときもありました。あと、証拠などでは、専門的なことを言われたときは、ちょっと理解しにくい点などはありました。

司会者（芦高裁判官）

今、弁護人の話で分かりづらいときがあったというのは、例えば説明が非常に早口でついていけないとか、そういうようなことでしょうか。

裁判員経験者（１番）

早口とか、そうではなくて、検察側とのやり取りでも、弁護人の方が理解されるのかなというのが私たちにも疑問に思ったやり取りがちょっとあったので、その辺がちょっと難しかったかなと。

司会者（芦高裁判官）

その内容自体が聞いていてどうも腑に落ちないとか、そういうような感じをものすごく受けてしまったと、そういうことでしょうか。

裁判員経験者（１番）

そうですね。聞いていて、えっ、今のは違うんじゃないのかなと思ったりとかもしたのがあったので。

司会者（芦高裁判官）

冒頭陳述とか論告弁論のときに，実際の審理とかではお手元にあらかじめ書面が配られていたような場合が多かったと思うんですけど，そういう書面というのは，事前に配られていて，そしてそれを見ながら話を聞くというのがやはり分かりやすいでしょうか。

裁判員経験者（１番）

そうですね。やっぱり何も分からず言われてたら，どういうふうにメモをとっていいか分からないんだけど，ちゃんと番号を打ってあって，今からこういうことを言うというところに自分もメモを書いたりとかしたので，やっぱりプリント，メモをあらかじめ配られたほうが私は良かったです。

裁判員経験者（２番）

私も，あらかじめ書面が用意してあって，メモ紙も用意してあったので，とても参加しやすかったなと思います。弁護人の方の音がちょっと聞き取りにくいときが時々あったんですけど，その都度裁判官の方にお聞きしたりして，内容は十分理解できました。裁判の専門的な用語も幾つか出てきたんですけど，その都度聞くことができたんで，とても安心して参加できました。

司会者（芦高裁判官）

今の弁護士さんの話が聞き取りにくかったというのは，早口だったとか，声が小さかったとか，そういうことでしょうか。

裁判員経験者（２番）

そうです。

裁判員経験者（3番）

私は、弁護人の方も、それから裁判所の方も、割と丁寧に説明してくださいましたから、とても分かりやすかったです。そう感じました。

裁判員経験者（4番）

僕の場合には、事前に弁護人と検察官の冒頭陳述の用紙を配られたというのは、これは非常に分かりやすくて、ただ内容が僕も、あのときは初めてということでちょっと緊張して、なかなか酌み取れない面があったんで、今は記憶が余り定かでないんで。ただ、分かりやすかったというのはちょっと記憶があるんですが。

司会者（芦高裁判官）

今おっしゃったのは、要するに裁判員として選任されて、すぐ審理が始まってしまって、なかなか自分の気持ちの整理もまだついていかないし、ぱっと話をされるとちょっと頭がついていかないという、そんな感じだったんですかね。

裁判員経験者（4番）

そういう面がありました。緊張したというのもあるし、どういう流れでいくのかがさっぱり分からないんで、一応聞くだけ聞こうかな、内容を見たんですけど、そういう感じで、まだはっきり。時間がたってるということもあるし。ただ、分かりにくいながらも、何とか何とかついていったかなという感じですね。

裁判員経験者（5番）

私もやっぱり、今4番さんがおっしゃられたように、初日は本当に何が何やらさっぱり分からなくて、異次元空間の中にどんと陥ったような感じだったんですね。事件のことも全然覚えてなかったですし、予備知識もなかったんで、いきなり最初、冒頭陳述ですか、確かに紙がとても分かりやすかったですけど、初日はとにかく

ひたすらメモをとろうと思って、法廷の中でお話しなさってることをずっとひたすらメモをとって、何日かたって、あっ、これはこういうことだったのかなというのが分かった次第です。あと、やっぱり裁判の専門用語が出てきて、私は今でも覚えてるのは、期待可能性というのがありますでしょう、あれがなかなか入ってこなくて、自分が日常的に使ってる言葉ではないので、そういう言葉の理解というのが、やっぱりちょっと努力を要しました。あと、検察官の方もとても分かりやすく話してくださいましたし、弁護人の方はとてもドラマチックな方で、本当にテレビドラマか何かを見てるような感じだったので、それも印象に残りました。

司会者（芦高裁判官）

ありがとうございます。今、要するに最初の、いきなりその日に裁判が始まって、冒頭陳述がなかなか頭に入ってこないというお話がありましたけど、大体冒頭陳述は今、皆さんが担当された事件でもそれぞれ20分程度、検察官、弁護人がそれぞれ話をするというようなことが多いかと思えますけれども、20分ってやっぱり長いですか、それともそのあたりは時間の長さの問題じゃないんですかね。

裁判員経験者（5番）

時間は余り長かったとかいう記憶はなくて、とにかくその日の午前中までは何の心構えもなくて、午前中に選任されて、いきなり午後から裁判が始まったので、その間の切替えですよ、これから何が始まるんだろうという。確かにDVDとかも頂いていたんですけど、まさか来ることはないだろうと思って、見てなかったんですね。資料を、本とかはざっと見たんですけども。だから、もうちょっと心構えをしっかり持っておけば、もうちょっと入りやすかったかなと思います。

裁判員経験者（6番）

検察官や弁護人の説明というのは、資料も提供されまして、よく分かりました。

検察官の説明については理路整然として、ゆっくり、はっきりと、抑揚をつけてから説明して下さって、すごく頭の中に入りやすかったですけども、反対に弁護人さんのほうは、主張というのは検察と反対なんですけども、無罪と主張するのに、あまりこれだというものが感じられなくて、何かこじつけのような感じがしました。

裁判員経験者（7番）

検察官の主張は、今言われたように理論的にきちっと筋道立てて話してくださいましたので、すごく分かりやすかったです。弁護人のほうも、分かるのは分かったんですけども、やはり客観的な事実についての主張もあるんだろうけども、心情的な形で訴えてこられるような感じがしました。双方の主張から、それぞれの主張は理解はできるんですけども、それぞれが言ってることが違う面もたくさんありますので、真実をそこで見極めていくというのにやっぱり相当時間がかかりました。その判断ですね。それが時間が、実際はどうだったんだろうかというものを見極めるまでが、かなり日数がかかりました。

司会者（芦高裁判官）

ありがとうございます。それから、先ほどから皆さん、単に口頭で説明があるだけじゃなくて、やはり手元に書面があると、それを見ながらメモをとったりもできるので、このあたりは非常にいいというふうに感じられたということだったと思いますが、今回経験者の方で、例えばパワーポイントとかを使って当事者が自分たちの主張を説明したとか、そういうふうなことを経験された方はおられますかね。6番さんはそうですね。

裁判員経験者（6番）

はい。やっぱり分かりやすかったです、パワーポイントでされて。

司会者（芦高裁判官）

やっぱり画面を見ながら話をされると頭の中に入りやすいと、そういうような感じですかね。

裁判員経験者（6番）

はい、そうですね。分かりやすかったです。

司会者（芦高裁判官）

5番さんもそうだったんですか。

裁判員経験者（5番）

この画面のことですか。

司会者（芦高裁判官）

証拠の説明のときじゃなくて、例えば冒頭陳述のときに、書面じゃなくてパワーポイントで。それはなかったですか。

裁判員経験者（5番）

はい。

司会者（芦高裁判官）

それでは次の質問事項に移ります。証拠の分量について果たして適当だったのかどうかということについてお伺いいたします。実際経験された裁判員裁判で、証拠の分量が例えば多過ぎて分かりにくいというようなことはなかったでしょうか。逆に、証拠が非常に絞り過ぎていて、こんな証拠はなぜないのかというふうに感じられたりというようなことはなかったでしょうか。

裁判員経験者（１番）

特に証拠の分量が多過ぎて分かりにくいというのはなかったんですけど、私が受け持った分はDNAについてだったんですが、その辺、専門的なことを絞り込んで話されてたんですけども、意味が分からない点とかがずっと続いたので、その辺はもう少し一般の私たちにも分かりやすいようになればいいなとは思いました。

司会者（芦高裁判官）

担当された事件で、そういう何かのDNA鑑定で、専門家、鑑定人か何かの説明されたんですかね。

裁判員経験者（１番）

はい、鑑定の方とかがいらっしゃいました。

司会者（芦高裁判官）

やっぱり専門的な言葉が多かったとかということでしょうか。

裁判員経験者（１番）

そうですね。分かるんだけども、やっぱり専門的な言葉を言われたら分かりませんね。

司会者（芦高裁判官）

例えば、もう少しそういう基礎的なことについて時間をかけて説明していただいたほうが良かったんじゃないかというような、そういうような感じですかね。

裁判員経験者（１番）

その辺はちょっと分かりませんが。

裁判員経験者（2番）

証拠をいろいろ見せていただいて、それを照らし合わせながら話を進めていたので、分量が多いとか、絞り過ぎと感じたことはなかったです。

裁判員経験者（3番）

私は適切であると思いました。

裁判員経験者（4番）

証拠の分量については問題ないんですけど、ただ証拠に対して絞り過ぎという感じは、僕はしとったんです。もっと、もう少し証拠に対して幅広く意見を述べたほうが良かったような感じがしたんですけど。

司会者（芦高裁判官）

もう少し周辺のなことについても、証拠があるんだったら法廷で出していただいたほうが理解しやすいというか、疑問点みたいなのも残らないんじゃないかというふうに感じた、そういうことでしょうか。

裁判員経験者（4番）

そうですね。ただ、証拠というても、足跡とか写真とかを見て、それで判断してるんだから、もう少し幅広く。そこの入ってきた行動とか、そういう意見が少なかったように感じるんで。

裁判員経験者（5番）

その前に、一つさっきのを訂正してよろしいですか。初日にパワーポイントを見せていただいたかどうか、私はちょっと記憶にないです。ごめんなさい、失礼いたしました。

証拠の件ですけども、精神科医の方が来られて、精神鑑定の結果をすごく述べておられたんですけど、やっぱりとても専門性が高くて、ちょっと理解が難しいところがありました。あとは、証人の方が何人か出てこられたんですけど、この方は何で出てきたのかなという方とか、でも必要なんでしょうけども。あとは、物証ですよ、物とかが出てきて、適切かどうかって言われるとちょっとあれなんですけど、私が担当した裁判を判断するのに必要なことだったのかなという感じです。なかなかそれが適切だったかどうかというのは、ちょっと判断の難しいところがあります。

司会者（芦高裁判官）

今おっしゃったのは、例えば証人とかがこの事件でどういう位置づけになるのかというのが最初分からなかったと、そういうことでしょうか。

裁判員経験者（5番）

はい、そうです。

裁判員経験者（6番）

裁判は関係者の方々がとても多くてから、裁判の席上では、証拠と、それから証人とかは一致したんですけども、評議の際には、それが何日かたつとさっぱり分からないような状態が起きたんですけども、予習じゃないんですけど、復習したりして、この人はこうだったなというのは、自分で途中で思い出すようにしました。それで、証拠の絞り過ぎというのが、やっぱりできるだけ証拠というのはあったほうが、冤罪を防ぐためにもいいんじゃないかなという感じはしたんですけども。

裁判員経験者（7番）

証拠の分量については多いとか少ないとか思わなくて、そういうもんだらうというふうに、素直に受け止めています。

司会者（芦高裁判官）

今，裁判員経験者の御意見の中で，もう少し周辺の証拠もあってもいいんじゃないかというような御意見もありました。このあたり，検察官はやはり証拠の取捨選択，特に今は本当に立証に必要な，中心的な証拠に絞るというようなことで結構立証計画を立てておられることが多いかと思いますが，このあたり，瀬戸検察官，いかがでしょうか。

法曹三者（瀬戸検察官）

正直，今裁判官から言われたとおりで，争点について検察官の主張を立証する証拠を厳選して，なおかつ分かりやすくというところから絞っていると。なので，裁判員裁判を始める前に比べれば，恐らく証拠の数は減ってきていると思います，そういう意味では。ただ，周辺と言われる部分について，どこまで広げていくか，逆に余り広げ過ぎると，今度は審理期間が長くなるという問題が別に出てくるので分かりにくくなるんじゃないかというふうな心配もあるので，そこはケース・バイ・ケースで期間との兼ね合いで考えていくしかないとは思っていますけども，今頂いたような御意見は参考にさせていただきたいとは考えています。

司会者（芦高裁判官）

それでは，次の質問事項のほうに移りたいと思います。供述調書の朗読が長過ぎると感じたことはなかったですかという御質問です。それから，供述調書で事件の内容を十分に実感できたでしょうか。例えば，法廷で直接本人に確かめてみたいと感じたことはなかったでしょうか。このあたりは，担当された事件で供述調書の朗読がほとんどなかったというような経験者の方もおられるかと思います。供述調書の朗読を実際法廷で経験された方について御意見を伺えればというふうに思います。

裁判員経験者（１番）

供述調書の朗読が特に長過ぎて分かりにくかったというのではありませんでした。事件の内容は十分にそれで理解できました。ただ、直接本人に確かめたいとかというのは、あるにはあったんですけど、被告人のほうは事件に関しては黙秘をしていたので、聞いても答えなかったとは思いますが。ただ、直接、被告人に聞くというのは、やっぱり抵抗はあります。

裁判員経験者（２番）

朗読が長過ぎると感じたことはなかったです。多分必要なことを話されてるので、特に長いと感じることはなかったです。十分に事件の内容も理解できました。直接本人に確かめてみたいと思ったことは、なかったです。

裁判員経験者（３番）

私は、本人に直接聞きますということは、ちょっと怖くてできませんでした。

裁判員経験者（４番）

供述調書の時間については、適切に、ちょうどいいんじゃないかなというような、そんな長く感じなかったんですけど、やっぱり被告人本人に確かめたいという、もっと十分なあれを聞いてみたかったかなという気持ちは十分ありました。余り語らなかったような気がしたんですよ。

裁判員経験者（５番）

朗読が長過ぎるということはなかったんですけど、供述内容を否定されたので、ちょっとその辺で聞いているほうが混乱、供述調書ではこうなってるけど法廷ではこうって言われたので、それで供述調書の理解と被告人の方がおっしゃってることの内容で、ちょっと頭を使いました。

裁判員経験者（6番）

供述調書の朗読は少し長くなっても行わなければいけないと思います。裁判の席上で黙秘を使って、そしたら全く裁判にも、自分たちも知りたいことも何も分からないから、当然必要なことだと思いました。本人に確かめてみたい、そんな気持ちはあったんですけども、傍聴席のほうも関係者の方々がいらっしゃって、やっぱり怖かったです。

裁判員経験者（7番）

供述調書の朗読は長過ぎるとは思いませんでした。内容についても一応実感ができました。直接法廷で本人に確かめたいことというのは感じたことはないんですけども、それ以前として、果たして私たち裁判員がそこまで踏み込んで質問してもいいんだろうかとかいうような、私は裁判員としての資格が欠けているのか分かりませんが、やっぱり私たちの領域を超えてる行為ではないかなという疑問は残っております。

司会者（芦高裁判官）

それでは、次の質問事項に移りたいと思います。これは、例えば証人尋問とか被告人質問を検察官、弁護人がそれぞれされますけれども、その質問の仕方ですね。質問事項について、争点とどのように関わってるのかというのが聞いていてよく分かったでしょうか。例えば、事件の状況とかいきさつなどについて、質問が断片的でストーリーが分かりにくいというふうに感じられたようなことはなかったですかね。逆に、質問が非常に冗長といたしますか、長過ぎて、争点とどういうふうに関連しているのか分かりづらいとか、逆に時間が短過ぎて、あっという間に終わってしまって、十分に聞きたいことが聞けなかったというようなことはなかったでしょうか。それからあと、被告人質問とか証人尋問で、大体60分ぐらい審理をしたら休憩時間を入れていたと思いますが、そのあたり経験されて、休憩時間は適切な時間

間隔でとれていたでしょうか。このあたりをお伺いしたいというふうに思います。

裁判員経験者（1番）

証人尋問や被告人質問については、やっぱり私たちが感じていることなどをちゃんと質問されてて、被告人のほうも答えるのを待ってたんですけど、事件の内容によっては答えなかったのが、黙秘ですよ、なのでちょっと残念なこともありました。あと、間の休憩時間などは適切だったと思います。

裁判員経験者（2番）

私は分かりやすかったと思います。休憩時間もちょうどいいというか、適切だったと思います。

裁判員経験者（3番）

時間は、短いとも長いとも、そんなことは考えなかったんですけども。とても説明を上手にさせていただいたから、楽に臨めました。

裁判員経験者（4番）

証人尋問に対しては、被告人に尋問しても余り多くを答えない、ただ質問されたことに、ただぼつんと答えるだけという、あきらめた心境があったような気がしたんですよね。だから、余り進まないなという感じで。むしろ被害者の方のほうで積極的に答えられたような気がしたんですよね。そういう印象は受けまして、もっとやっぱり突っ込んだ答えが欲しかったなという、被告人はね、そういうあれがありました。時間はちょうど、私はいいと思うんですが。それから、僕個人としては、今回の件については、あれはお父さんやお母さんにもっと自分の意見を言いたかったようなんだけど、こんなのを言ってもええんかな思うて、ちょっと遠慮して途中でやめたんですが、もっと言いたかったような、ちょっと消化不良みたいな感じ

で終わったんですが。そういう感じです。

裁判員経験者（５番）

事件の内容というか、性質上、余り突っ込んで聞いていいものやらどうなのやらという感じだったので、検察の方とかなんかも、核心をずばっと聞くのはちょっとはばかれる内容でもありましたし、だから確かにその方も、聞いても本当に小さい、か細い声で短く答えられるだけだったので、だから被告人質問のときよりは、ほかの検察の方が言われたりとかするのでいろいろ情報が入ってきたという感じがします。休憩は本当に適切にとっていただいたので、私たちもすごく助かりました。

裁判員経験者（６番）

検察官や弁護人の方の争点は十分理解できました。ストーリー自体も単純でしたが、関係者の人数が多くて、そういう面での複雑さというのはありました。休憩時間についても、早め早めにとってくださったので、苦痛に感じたことはございません。

裁判員経験者（７番）

証人尋問や被告人の質問、争点との関わりというのは理解できました。事件の状況や経緯についてですけども、やはり断片的なものを一つのストーリーとしてつなげていくというのがなかなか難しく、いろんな人がたくさん出てくるので、名前を覚えることからまず、なかなか難しかったんですけども、日を重ねるうちに徐々に分かるようになりました。そのためにやっぱり、資料の持ち出しができないので、内容をつかむのに毎日早めに行って、復習しながらやるような努力をしなければなかなかついていけない状況でした。それから、休憩時間については適切だったと思います。コーヒーなども出していただいて、本当に感謝しております。

司会者（芦高裁判官）

それでは、次の質問事項、評議についての感想をお伺いしたいと思います。評議では十分御意見を言えたかどうか、それから私たちも、評議の時間を事件によってどれくらい予定するのかというのは結構苦労しているところなんですけれども、皆さん実際評議を経験されて、評議の時間のとり方とか、また場合によっては、一日中ずっと評議していて非常に疲れてしまったとか、そういうような感想もあるかと思えます。その点、皆さんの御感想をお伺いしたいかと思えます。

裁判員経験者（1番）

評議では、初めは裁判員同士でもなかなか話ができず、自分の意見も言いにくい環境だったんですけど、みんなと評議していくうちに裁判員同士でも話ができるようになってからは、ちょっとした自分の意見も言えるようになって、みんな結構意見も出て、いい評議ができたと思います。評議の時間も、日数とか、そういったのも適切でした。

裁判員経験者（2番）

評議の時間も適切だったと思います。評議での自分の意見も、最初はちょっと緊張とかもあったんですけど、徐々に皆さんで仲よくなるというか、裁判員1とか番号で呼ぶのがちょっと不思議な感じはしたんですけど、でも十分意見を言えました。書面でいろいろ自分なりにまとめているんですけど、評議のときには混乱してて、最終的に裁判官の方がホワイトボードを使ってまとめてくださったのがとても分かりやすかったです。

裁判員経験者（3番）

私は、評議の時間のときは、自分で考えてることは全部言わせていただいたから、それが適切か適切でないか分かりませんが、十分自分で満足しております。

評議自体の時間は、それで良かったんじゃないかと思っておりますが。

裁判員経験者（４番）

評議については、最初はやはり１番、２番の方が言われたように、ちょっと遠慮があったんでしょうか、控え目にしとったんですが、次第に慣れてくると自分の思う意見を十分に言えたように思うんですが、まだまだ言い足りないな、ちょっと意見を言い足りないなという面もあったんですが、余り言い過ぎてもなんだろうって遠慮して、これもまた遠慮してしもうて。時間もちょうどいいぐらいじゃないかなと僕は感じております。

裁判員経験者（５番）

やっぱり今までの方が言われたように、最初は本当にみんな無言状態だったんですけど、だんだん慣れてくるにつれて私も意見を言うこともできましたし、時間につきましても、本当に丁寧に丁寧に細かくされるので、ああ、やっぱり本当に重大なことなので、これぐらい丁寧にしなければいけないのだなと思いました。

裁判員経験者（６番）

評議の時間等についても、とても質問や意見が出やすい環境作りを裁判所の方々がやってくださいました。それで、評議の時間以外、休憩時間でも、裁判所の方々がとても心遣いしてくださってるなというのを感じて、とてもありがたかったです。

裁判員経験者（７番）

評議につきましては、裁判官の方が話しやすい雰囲気を作っていたので、全員が十分、私も含めて、意見を述べることができたと思います。それから、時間は適切だったと思います。もう一つ、量刑について述べることは難しくて、すごく重荷に感じました。さっきも言ったことと同じですけども、裁判員としてそこまで

判断していいのかどうかという，私ごときが言っているのかどうかということで，すごくつらい思いで話をしました。

司会者（芦高裁判官）

それでは次，守秘義務の点についてお伺いしたいというふうに思います。守秘義務に反するかどうか，迷ったことがおありでしょうか。あるとすれば，それはどのようなことですか。あと守秘義務を課されていること自体について，何か非常に心理的な負担感，そのようなものをお持ちというようなことはないでしょうか。

裁判員経験者（1番）

裁判員になってからは，裁判員になったとか，今裁判所に行ってるとかというのを全く話さないというのも，自分ではすごいつらかったので，家族や職場などには裁判員になって裁判所に行ってるというのは話したんですけども，やはり話すと，えっ，どんな事件なのとか聞いてくるんですよ。ただ，自分も，どこまでしゃべっていいのかが最初分かりにくくて，結局は，今は裁判中なんで判決が出るまでは言えないみたいな感じでごまかしたりはしてましたけど，精神的にすごい，裁判員になったときはつらくて，ちょっとでもやっぱり主人ぐらいには話したりはするんですけども，守秘義務というのがぴんどこないというか，難しかったですね。

裁判員経験者（2番）

裁判員になったことは，職場では上司のほうにしか言ってなかったもので，裁判員を終えて復帰したときには，どうしたのかって言われたんですけど，特には言わずに。守秘義務も特に，裁判員をすることは家では主人にしか言ってなかったんですけど，特に内容については話すこともなくて，気分を切り替えて帰ったのを覚えます。

裁判員経験者（3番）

私は家に帰りまして、子供たちにお話をしようと思いましたが、それは言ったらいけないんでしょって遮られました。何にも言えませんでした。

裁判員経験者（4番）

この守秘義務については、さっき言われたように、僕の周りの人も大体認識してあって、余り多くは聞かないですね。聞かれても、テレビでやってるのと同じだよと、その程度で、大体皆さん認識してるなという感じはしました。だから、僕もあえて言わないし、向こうもあえて聞こうとはしなかったですね、僕の周りでは。

裁判員経験者（5番）

何かこの守秘義務というのがひとり歩きして、秘密主義みたいな感じになってるような気がして、どこまで言っているのかとか、裁判員をやっていることを言っているのか言っていないのかというのがすごく迷いました。というのが、私は先ほども申しましたけど、あるスポーツ団体の競技のほうをやっておりまして、私が15日間も姿を現さないと言ったら、どうしてって言われる。連盟の会長とか、そういう人たちには言ったんですけども、それとか教室をやっている担当の方とかには言ったんですけど、周りには言っているのか言っていないのか、終わったらいいですって本にも書いてあったので、終わったらいいんですけど、何も言わずに消えてしまったみたいな、雲隠れしたみたいな感じになって、それがちょっと、堂々と裁判員をこれからやるのよって言っていたらいいんですけど、それを言っているのかいけないのかというのがありましたので、その辺が、裁判員をやった中で審理とかなんとかよりも、その辺の周りにうそをつかなきゃいけないというのがちょっとつらかったですね。うそというか、本当のことを言っちゃいけないというのが。

裁判員経験者（6番）

最初は守秘義務違反というのがどの程度のものかというのが分からなくて、私はコミュニティーセンターのほうへ勤めてるんですが、皆さんが、どこへ行ってるのって最初言われたときは、まあ、ちょっとということ言ってたんですけども、おしゃべりな孫が、おばあちゃんは言えないところへ行きよるんよいうてから学校で話したんですよ。それで、途中から、裁判長さんの助言がありました。裁判が始まりました、求刑しました、結審しましたって、新聞に3回ぐらい出るんですけども、この裁判に行ってるというのを、裁判の席上のこととか、新聞に出てるようなことはいいんですよということを言われて、大分気分が楽になって、きちんと話もできました。

裁判員経験者（7番）

守秘義務は当然なことなので、きちんと守りました。ただ、裁判に行かなくちゃいけないので、家族については、裁判員に選ばれたということと、ほいで私は年に1回登山をしてるんですけども、宿なども頼んでるので、その責任者には、リーダーには、裁判員だったら今回は欠席しますということだけで、それ以外は全く守秘義務を守りました。

司会者（芦高裁判官）

今、裁判員経験者の方が守秘義務の範囲がよく分からないというようなお話もありましたけど、これは、裁判員に選任されて、明日からは裁判に行くことになるという、こういうような話というのは、例えば家族とか職場とか、これはいいということで、伊名波部長、よろしいんですかね。

法曹三者（伊名波裁判官）

そうですね。職場、家庭の関係で、必要な限度であればよろしいですよというよ

うな，そういう話をしています。

司会者（芦高裁判官）

それを例えばネットか何かで公開するとか，それは許されないと，そういうことになります。

それでは，次の質問事項のほうに移らせていただきます。今後，裁判員候補者や裁判員の負担を少しでも軽くするために，どのような点を改善すればいいかという，このあたりの御意見をお聞きしたいというふうに思います。

裁判員経験者（1番）

今回，評議する部屋と，あと朝集まる時間，食事する時間というのが一つの部屋だったんですが，すごいその部屋がとても緊張感のある部屋で，慣れるのにとっても時間がかかったので，ほんの少しの休憩時間でも，リラックスして，同じ裁判員になった人同士で話す環境，緊張感が解けるような場があれば，精神的負担もだんだん緩くなって，意見も出やすくなったりとかという環境にはならないのかなとか，考えたりはしました。

裁判員経験者（2番）

今1番の方が言われたように，環境の負担を軽くすることはできると思うんですけど，多分裁判所のほうから書類が届いた時点で，ひいて思うので，多分実際にやってみないとどういうものか分からないので，私もやってみてよかったなと思ってて，もし今後書類が来ても，またやってみたいなと思ってるので，是非やってみないと分からないかなとは思っています。裁判官などもとても親切なので，その辺は思います。

裁判員経験者（3番）

どのような点を改善すればよいと思いますかとおっしゃいまして、ちょっと適切な言葉がございません、申し訳ないんですが。

裁判員経験者（4番）

裁判員候補者とか裁判員になられた方もですけど、さっき言われたように、なるまでの間のものすごいストレスと負担が大きいんです。僕もものすごくあったです。周りからも言われるし、やめるかやめないかはやっぱり本人がそこは慎重に。生活を犠牲にしてまでは、ちょっとどうかと。そこら辺の判断を裁判員候補者は考えたほうがいいです。そして、受けた方にはものすごいストレスがかかるんで、そこら辺はさっき言われたように、もっと分かりやすく受けられるようにしてもらいたいと。

裁判員経験者（5番）

先ほどの守秘義務にも関わるんですけど、秘密、秘密というのがやっぱり裁判員に載っかってる重みみたいな感じがするんですよ。そうじゃなくて、もうちょっとオープンにできるところをオープンにして、例えばこれからどんどん分母が減っていくわけですから、裁判員をされる方はもっともっとこれから増えていくと思うので、例えば私だったら、もし聞かれたら、裁判所って寒いのもよって、だからちょっと暖かいのを着ていったほうがいいとか、膝かけを持っていったらいいとか、そういうアドバイスがしてあげられるんですよ、1回したので。法廷もとても寒かったですし。だから、そういう何か、もうちょっと裁判の内容とか審理の内容とかじゃないところで、関係ないところで、そういうふうに気持ちを和らげてあげられることができたらいんじゃないかなと思いました。

裁判員経験者（6番）

裁判と聞いただけで精神的に負担になるという人が大方の方だと思うんですけども、裁判の期間が、私たちの場合は15日だったんだけども、この前新聞を見たら、鳥取の場合、長期にわたってから辞退者がいっぱい出たというのを見て、きっと本当、生活にもかかるだろうし、精神的にもそれはすごく負担になるだろうから、そういうのは除外したほうがいいのかなという気がしました。

裁判員経験者（7番）

裁判員の候補になったときに、パンフレットとかDVDを送っていただいたので、そういう資料をやはり丹念に見たりしたら割とスムーズに入りやすかったかなというふうに、良かったと思います、あれは。

司会者（芦高裁判官）

それでは最後に、皆さんに一言ずつ、これから裁判員になられる方へ何かメッセージを頂ければというふうに思います。

裁判員経験者（1番）

メッセージは、こういった裁判員になったら、なかなか経験できるものではないので、是非積極的に参加していただきたいというのはあります。ただ、みんな裁判員裁判という言葉は知っていても、本当漠然としてて、知らない人は、裁判員になるのに資格を取ったのかと言う人までいるぐらい、やっぱり知っているようで知らない人もいますので、こういった制度で、こういうふうな感じで裁判があるんだよというのは、もっと分かるようにしたらいいんじゃないかなとは思っています。

裁判員経験者（2番）

私的には、是非積極的にやってもらいたいなということがあります。

裁判員経験者（3番）

御自分の思ってることを堂々と発言なさったらいかがでしょうか。

裁判員経験者（4番）

裁判員制度に対してまだまだ認識してないという方もいらっしゃるし、批判的な方もいらっしゃるんですよ。それでももう決まってるんですから、決まった人はやっぱり一度は裁判員になって、経験して、いろんな分野を広げてもらいたいと思います。

裁判員経験者（5番）

私もやっぱり世界が広がるというか、日常では本当に体験できないことを体験させていただきましたし、いろいろ考えさせられることも多かったですし、私と一緒にされた方では、赤ちゃんがいらっしゃる方とか、とても遠くから通ってこられる方とかいらっしゃったので、本当にいろんな普通の方が、1番の方が言われたように、特別な人がやってると思われてる方がまだまだ多いので、そうじゃなくて、ごくごく普通の一般の人がされてるんですよということで、是非体験していただきたいなと思います。

裁判員経験者（6番）

5番の方が言われたのにまた付け加えまして、一生かかっても体験しないであろう法曹界の方々と一緒に、事件について一連の裁判に携わる機会を得られたというのは、私にとってとてもいい経験でした。とても良かったと思っています。

裁判員経験者（7番）

メッセージを書きましたので、読み上げます。不安はあるでしょうが、選任された以上、ありのままの自分で臨んでください。裁判官の方々が分かりやすく説明し

てくださり、大丈夫です。この経験を通して、裁判に関することだけでなく、人の生き方、社会の問題など学ぶことが多く、きっといい経験になると思います。また、裁判員制度の是非についても、問題意識を持って臨んでいただければと思います。

司会者（芦高裁判官）

ありがとうございます。それでは、質問事項については以上で終わらせていただきます。最後に一言ずつ、検察官、弁護士、それから裁判官からお話を頂ければと思います。

法曹三者（瀬戸検察官）

本日は貴重な御意見をありがとうございました。私は、今年度の最初から、1回目からずっとこの会合に出させていただいてるんですけど、やはり冒陳のときに緊張していてなかなか分かりにくいという意見が一般的にちょっと目立つ感じがしています。法廷というところは、私は去年まで公判立会してましたけど、やはり私でも緊張するので、あそこは緊張する場で仕方がないと思うんですけども、それを前提にして、どうやって事件の内容とか冒陳の内容を分かっていたのかということをもたいろいろと考えていきたいと思います。今日は貴重な御意見をありがとうございました。

法曹三者（向井弁護士）

今日は貴重な御意見をありがとうございました。弁護人側の説明であるとか、そういうところで分かりにくいというお話はこれまでも多々頂いておるところでして、内容面についてなかなか理解していただけないところがある可能性はあるにせよ、それをどう説明して、話をどう理解していただくようにやっていくかということとは、弁護士会としても研修なり研さんなりを積んでいきたいと思っております。もう一点、裁判員制度というものを、最後に御意見を頂いたように、経験していた

だいて、こういうものだと分かりましたと、それまでは知らなかったけれども、周りの方も余り御存じないということのお話もありましたので、弁護士会は弁護士会で、裁判員制度とか裁判所とはとかいうセミナー、法廷傍聴セミナーなどもやっております、この裁判制度とか法曹関係がどうなってるのかということの周知にもより取り組んでいきたいと思っております。本日はありがとうございました。

法曹三者（伊名波裁判官）

裁判所の伊名波です。今日、いろいろ貴重な御意見を伺ったんですが、これまでもいろいろお話を伺ってたんですが、初日から異次元空間という、そういうことも頂きまして、確かに選任手続が終わって、選任されてすぐ法廷という、非常にお気持ちは分かるところなんですけれども、3日とか4日で終わる分だったら、選任手続を別に1日設けると、また更に1日長くなるとかという問題、それから裁判の日を、公判期日の日を決めるときに、いろいろ弁護人の御都合とか、あるいは証人の御都合とかということで、やむを得ずその日の午後から始まってしまうとか、いろんな事情がありまして1日目の午後からということもあるんですが、そのところはいろんなことを考慮しながら、また考えていきたいというふうに思います。それから、裁判所は寒いところって言われました。5番さんが担当されたとき、あのときだけたまたま工事してましてですね、それで寒かったんで、本当に申し訳ありませんでした。今日は本当、貴重な御意見をありがとうございました。

記者クラブ（広島法曹記者クラブ幹事社）

これから質問させていただきます記者クラブの幹事社でございます。よろしくお願いたします。では、記者クラブからの質問をさせていただきます。まず、一つ目の質問なんですけれども、選任手続当日に初公判が始まるケースと、選任日とは別日に初公判が始まるケースがあると思いますが、どちらが都合がいいと考えられますでしょうか。

裁判員経験者（1番）

仕事を持っていたら，なるべく早く裁判が終わったほうがいいので，選任手続の後，午後から初公判が行われるのもいいんですが，選ばれた場合，心の準備ができてないので，後日，別の日に初公判があるほうがいいなとも思ったりもしました。

裁判員経験者（2番）

先ほども言われたように日数的なものもあるので，気持ち的には心の準備ができてないんですけども，選任後，食事をして昼食後の午後からだったので，話に聞いて，心の準備をちょっとずつして参加しました。

裁判員経験者（3番）

私は，選任のほうと，どちらでもよろしいと思いますけれども。間違っておりますでしょうか，私が。

裁判員経験者（4番）

初めてのことなんで，当日というのはやっぱりきついと思うんです。先ほど言われたように，心の準備，ちょっと職場にじゃないけど，そういう環境になれて，それからやっぱり始めたほうがいいと思います。

裁判員経験者（5番）

私もやっぱり心の準備，心と気持ちと，いろいろ生活のこととかの準備をしたいので，可能であれば別の日のほうがいいと思います。その日の午後は，心構えではないですけども，ちょっとそういうことをお聞きして，そして別の日に改めて始めていただけたらなと思いました。

裁判員経験者（6番）

これまで皆さんがおっしゃってる大方の意見と一緒になんですけども、私も選任手続当日に初公判が始まり、びっくりしました。それで、何の知識もないままにいきなり裁判に入るということが、とにかく不安という言葉一つですね。だから、選任日とは別に初公判が始まると、やっぱり心の準備というのができていいんじゃないかと思います。

裁判員経験者（7番）

その気になって参加しているので、当日始めるほうがいいと思いました。

記者クラブ（広島法曹記者クラブ幹事社）

では、二つ目の質問です。意見交換会でも少し出ましたけれども、証拠調べでは、検察官のほうが調書を朗読する場合と、証人尋問の場合があると思いますが、どちらのほうが理解しやすいと思われるでしょうか。

裁判員経験者（1番）

私は、調書を朗読されるほうが分かりやすかったです。

裁判員経験者（2番）

私も、調書を朗読されたほうが理解しやすいと思います。分かりやすかったです。

裁判員経験者（3番）

証拠調べでは、私は検察庁の方にしっかり説明をしていただきましたから、良かったと思います。

裁判員経験者（４番）

これは事前に書類を頂いてるもので、これの理解と、それから更にプラス証人尋問、両方やっぱりあったほうが、私はより分かりやすかったように思います。

裁判員経験者（５番）

私は、調書を朗読するほうが分かりやすかったと思います。

裁判員経験者（６番）

調書を朗読する場合は、資料が提出されてからとても分かりやすかったです。証人尋問についても理解しにくいということはなかったから、私の場合はどちらとも言えないですね。

裁判員経験者（７番）

検察側の調書の朗読はよく整理されてたので、理解しやすかったです。

記者クラブ（広島法曹記者クラブ幹事社）

では、三つ目の質問です。評議の中で、裁判官に誘導されてるんじゃないかと感じたような場面はありましたでしょうか。

裁判員経験者（１番）

裁判官の方の誘導ではないんですが、評議の中で判決を決めるのに、今まで同じような事件の求刑例を見せてもらったんですが、そういうのをちょっと見ると参考にはなるんだけど、逆に自分が思った刑は重過ぎるのかな、軽過ぎるのかなとか思ったりして、自然と誘導に近い、近いのかな、考えさせられる場面はありました。

裁判員経験者（2番）

私は特になかったと思います。

裁判員経験者（3番）

裁判官の方が誘導されているなと感じたことはありません。

裁判員経験者（4番）

やっぱり事件を毎日たくさん担当されてる中で、短い時間に制約された中で、どうしても流れが事務的な感じがちょっと感じたのは感じたんですが。大まかに言えばそうは感じてないんですが、事務的な流れのような感じがちょっとしたような感じがしました。

裁判員経験者（5番）

私は特には感じませんでした。

裁判員経験者（6番）

私も全然そういうことは感じなかったんですが、1番の方が言われた量刑についてなんですけども、もし量刑が軽過ぎたら治安悪化につながるだろうし、反面、過去の裁判と比較した場合、著しく重い刑になるようなことは避けなくてはいけないだろうと思い、自分自身で葛藤がありました。そうしたときに、一応過去の事例を出していただいたというのは、自分の考えのある程度目安になったような気がします。

裁判員経験者（7番）

私たちは専門家ではないので、裁判官に頼らざるを得ず、誘導はなかったにせよ、同じ結論に至るのは、特別なことがない限り必然ではないかと思いました。

記者クラブ（広島法曹記者クラブ幹事社）

次の質問です。法廷では被害者の遺体の写真などをいろいろ拝見されたと思うんですが、そういうものは負担にはならなかったでしょうか。

裁判員経験者（1番）

今回、私は別に遺体の写真とかは見てないんですが、写真があるとやはりいろんなことを考えるのに参考にはなりました。

裁判員経験者（2番）

私も遺体の写真などは見てないですけど、特に負担になるようなこともなかったです。

裁判員経験者（3番）

写真は見せていただいていませんので分かりません。

裁判員経験者（4番）

私の場合も傷害致死なんで、擦り傷の写真を見せていただいたんですが、それでちょっと、写真を見ればちょっと生々しいなという感じはいたしました。

裁判員経験者（5番）

私の場合には殺人事件だったので、現場の写真と、それから解剖のときの遺体の写真と凶器とかを見せていただいたんですけど、特に負担とは思いませんでした。

裁判員経験者（6番）

私の場合には、遺体の写真は見てないです。それで、こういう裁判に関わらなくて良かったかなという気持ちはありました。

裁判員経験者（7番）

遺体の写真はありましたけども、覚悟してたので負担にはなりませんでした。

記者クラブ（広島法曹記者クラブ幹事社）

次に、控訴審で裁判員の判決が破棄された場合なんですけども、高等裁判所が独自に判決を言い渡すケースと、一審に差し戻して裁判員裁判で再審理するケースがあると思いますが、どちらが好ましいと思われるのでしょうか。

裁判員経験者（1番）

難しい質問なんですけど、私は、やはり高裁が独自に判決を出すよりは、もう一度一審に戻して、また別の方、裁判員裁判で審理するほうが、違った意見も出て、いいんじゃないかなとは思っています。

裁判員経験者（2番）

私も今の1番の方と同意見です。

裁判員経験者（3番）

高裁が独自に判決を言い渡すケースと一審に差し戻して裁判員裁判で再審理するケースがありますけれども、私は、やっぱり真実が知りたいもので、それが真実でなかったら、一応差戻しがあってもいいと思います。

裁判員経験者（4番）

高裁まで行くということは、やっぱり内容が複雑なんじゃないかと思う。やっぱり最終的には、もとに戻して裁判員制度でするんがいいんじゃないかなと思います。

裁判員経験者（５番）

私は、高裁が独自に判決を言い渡していいと思います。

裁判員経験者（６番）

私の場合は、一生懸命裁判員が考えてから結審した裁判なんですけども、差し戻しても、メンバーが違えばまた違う意見があると思いますけども、これはもとの裁判員ということはないんですね。

司会者（芦高裁判官）

また別のメンバーの裁判員ということになりますね。

裁判員経験者（６番）

そしたら、差し戻して、また新たに裁判員裁判で行うのもいいんじゃないかなと思います。

裁判員経験者（７番）

正直言って、判断しかねて、分からないんですけども、あえて言うなら、十分に再審理することが必要であるということで差し戻されたならば、重く受け止めて、再審理すべきではないかと思います。でも、分かりません。

記者クラブ（広島法曹記者クラブ幹事社）

最後の質問にさせていただきます。全国の裁判員裁判では死刑判決も出ています。国民の皆さんが死刑の可否を判断することに抵抗はございますでしょうか。

裁判員経験者（１番）

やっぱり死刑判決が出るくらいの事件というのは、それなりに審理も評議も難し

く、裁判員の負担というのもすごい大きくなると思うので、死刑の判断はとても抵抗があります。

裁判員経験者（2番）

私も、死刑の判断には抵抗があります。

裁判員経験者（3番）

死刑判決は、国民が死刑の可否を判断することに抵抗があります。

裁判員経験者（4番）

最近は特に凶悪事件が多いので、やっぱりこれは我々でも判断できるような事件が多いので、やっぱりこれは賛成ですね。

裁判員経験者（5番）

やっぱり死刑判決が出るぐらいの事件といたらかなり重いものだと、重大な、凶悪な事件だと思うので、やむを得ないかなと思います。

裁判員経験者（6番）

抵抗はあります。ただ、求刑を行う際、裁判に対して知識のない自分が判決に加わってよいものかどうかということを常に自問自答し、精神的負担となると思います。

裁判員経験者（7番）

抵抗は大いにあります。人の生死に関わる判決や量刑を下すことが、そこまで裁判員に要求されることが重圧であり、できれば避けたいと願いました。

記者クラブ（広島法曹記者クラブ幹事社）

ありがとうございました。

司会者（芦高裁判官）

それでは、これで意見交換会を終了いたします。今日は、裁判員経験者からいろんな御意見、御感想を頂きまして本当にありがとうございました。裁判員裁判という言葉は一般にはよく知られてるけど、まだまだその内容について、国民の方々に広く行き渡ってるとは言えないというような御意見もありました。今後とも、私たちは、そういう広報活動の点についても、またもう一度考え直す必要があるかなというふうに感じました。それでは、これで終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。